

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和6年6月27日

世田谷区

1. 業務概要

(1) 件名

事業承継プラットフォーム構築運営業務委託

(2) 事業目的

令和5年度世田谷区産業基礎調査アンケートでは、経営者の年齢が60代以上の事業者が57.8%である一方、適切な後継者が不在との回答は24.6%であった。

これらの引退を控えた経営者が、今後も適切な後継者を選定出来なければ、後継者不在による自然廃業が増加し、地域経済にも多大な経済的損失が見込まれる。

そこで、オープンネームで、譲渡希望事業者の魅力を発信することで、円滑な事業承継を推進し、「世田谷区地域経済発展ビジョン」に掲げる、区民生活を支える産業が引き継がれる世田谷の実現を目指す。

(3) 業務内容

① 事業承継プラットフォームの構築運営

事業譲渡を希望する事業者と事業承継を希望する人をマッチングするオンラインプラットフォームを構築・運営する。

- i. オンラインプラットフォームの構築
- ii. オンラインプラットフォームの保守・運用

② 事業譲渡希望事業者からの問い合わせ対応、取材・発信

事業承継プラットフォームに掲載する事業者を取材し、その事業の内容や魅力をWEBサイト上で発信する。(目標掲載数：10件。ただし、事業譲渡希望事業者のニーズや状況等に応じて、若干の増減の可能性がある。)

- i. 事業譲渡希望者からの問い合わせ対応
- ii. 取材対応の調整
- iii. 事業者への取材
- iv. 事業者を紹介する記事の作成、WEBサイトへの掲載
- v. マッチング後の対応

③ セミナー・イベントの実施

区内事業者に対して、事業承継の全体像や知識を提供するとともに事業承継プラットフォームへの登録を促進するため、事業承継セミナーまたはイベントを企画・開催する。(年2回予定。日時は、区との協議による。)

- i. 企画案の提示、講師・ゲストの選定
- ii. 当日使用する資料の作成・印刷
- iii. 開催周知
- iv. 参加希望者の集約

v. 当日の会場設営、受付、進行、会場撤収作業

④ プロモーションの実施

事業承継プラットフォーム及び本事業で実施するセミナー・イベントの認知と理解を促進するため、チラシやポスター、SNS等を効果的に活用した広報を行う。

i. 広報施策の提案、実行

ii. チラシ、ポスターのデザイン企画・制作、印刷

⑤ その他

上記①～④までの業務に係る打合せ、報告書の作成。

2. 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日（単年度契約）

※良好な履行状況及び予算配当を条件として、単年度ごとに令和8年度まで随意契約を締結する予定がある。

3. 提案上限額(令和6年度分)

3,000,000円（税込）

※この金額は将来の契約時の予定価格ではないことに留意すること。

4. 参加資格要件

次の（１）から（４）までの要件を全て満たす法人であること。

（１）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を受けていないこと。

（２）世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

（３）法人税、法人事業税、法人住民税、消費税を滞納していないこと。

（４）会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続き開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないものであること。

5. 提案書の提案者を選定するための基準

本件では提案書提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。参加資格が確認できた者にはプロポーザル招請通知を送付する。

6. 提案書を特定するための評価基準

（１）実施体制

- ・業務責任者および業務従事予定者の経歴、専門性
- ・配置人員、役割などの事業実施体制
- ・区との連絡体制

（２）同種・類似業務の実績

- ・再現性のある実績か

（３）実施方針

- ・独自の強みが活かされているか
- ・適切なリスクマネジメントがされているか

- (4) 事業承継プラットフォームの構築及び運営について
 - ・向こう数年間、継ぎ手の会員登録をどの程度獲得できるか
 - ・世田谷区内産業の特徴を理解した施策であるか
- (5) イベント・セミナー
 - ・事業者にとって有益なセミナーを実施できることが見込めるか
 - ・事業承継プラットフォームへの登録やマッチングを促進するために効果的なイベントか
 - ・多くの参加者が見込める内容であるか
- (6) 広報
 - ・想定するターゲットに対応した施策であるか
- (7) 見積金額の妥当性
 - ・見積金額は、実施内容に対して効率的か

7. 手続き等

(1) 担当部署

世田谷区 経済産業部 経済課 担当：大熊、寺澤

住所：〒154-0004 世田谷区太子堂 2-16-7 三軒茶屋分庁舎 4階

TEL：03-3411-6653、FAX:03-3411-6635

E-mail：sea03647@mb.city.setagaya.tokyo.jp

受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時（土日・祝日を除く）

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期 間：令和 6 年 6 月 2 7 日（木）～令和 6 年 7 月 1 1 日（木） 1 5 時

（土日・祝日を除く、8 時 3 0 分～1 7 時まで）

場 所：上記（1）に同じ

方 法：窓口配布、又は区のホームページからダウンロードに限る。

区ホームページ → 目次から探す → 区政情報 → 契約・入札情報
→ 発注情報 → 現在実施中のプロポーザル情報 に掲載

(3) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

期 限：令和 6 年 7 月 1 1 日（木） 1 5 時（必着）

方 法：上記（1）の窓口への持参、郵送またはオンラインフォーム

(<https://logoform.jp/form/JqMJ/620544>)よりデータ提出。

(4) 提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

① 提出方法

以下、いずれかの方法で提出

i. オンライン

オンラインフォーム(<https://logoform.jp/form/JqMJ/620592>)よりデータ提出。

ii. 窓口または郵送

上記「(1) 担当部署」へ提出。

② 提出期限

令和 6 年 8 月 8 日（木） 1 5 時（必着）

8. その他

(1) 提案書作成に要する費用は提案者の負担とする。

(2) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

- (3) 契約保証金 免除
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 当該業務に直接関連する他の委託契約を当該業務の委託契約相手先との随意契約により締結する予定の有無 無
- (6) 区が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める。なお、追加書類の提出に係る費用は提案者の負担とする。
- (7) 提出期限以降における参加表明書及び提案書の差替え又は再提出は認めない。
- (8) 提出された参加表明書及び提案書は返還しない。
- (9) 参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合は失格とする。
- (10) 提案書の提出後に4の参加資格要件に該当しないこととなった者は、提案書審査及び契約交渉の対象としない。
- (11) 契約は区と詳細な仕様の内容について協議を行ったうえで締結するものとする。
- (12) 本プロポーザルは契約候補者の選定を目的とし、契約において区は選定された提案書の内容に拘束されない。
- (13) 本件の成果物に関する一切の権利は区に帰属する。また、本件により新たに作成された著作物等について、本件の受託者は区の許諾なくして独占的な権利を設定してはならない。
- (14) 区はこの案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号及び名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (15) 詳細は説明書による。